

日本の トップランナー企業

生命保険を医療経営にも

ビッケラボ

A1で最適な プランを提案

ピッケラボでは医療法人や医療法人以外の

法人や医療法人以外の
0に及ぶ医療法人の生
命保険加入調査を実施
したところ、そのほと
んどで実態に見合う保
険に加入できていない
ことが分かった。この
背景には、特に法人名
義での保険加入メリッ
トを具体的に提案でき
るファイナンシャルプ
ランナーが、日本では
欧米に比べて「大幅に
不足している」ことが
あると当社では見てい

る。 同社は全国で150
のが現状で、これまで
法人や一般社団法人と
同様に、非営利法人と
して配当できないこと
になっており、投資に
ついては原則禁止にな
っているイメージが
強く、生命保険の利用
が可能なこともなかなか
知られていない。

に、所得の分散による
法人税の節税や財産の
分散による相続税の節
税目的に、メディカル
サービス法人（MS法
人）を設立する動きが
あり、診療報酬の請求業
務、病院で使う備品類
の管理・販売、医療法
理事事はMS法人の役員
の改正によりMS
療法人との取引内容につ

は不動産事業として医
療法人に対して病院の
営業者においては、経
理の十分な対応が施さ
れているとは言い難
い。医療法人はNPO
本業で忙殺されている
のと同社では見えてい
る。

に、所得の分散による
法人税の節税や財産の
分散による相続税の節
税目的に、メディカル
サービス法人（MS法
人）を設立する動きが
あり、診療報酬の請求業
務、病院で使う備品類
の管理・販売、医療法
理事事はMS法人の役員
の改正によりMS
療法人との取引内容につ

に、所得の分散による
法人税の節税や財産の
分散による相続税の節
税目的に、メディカル
サービス法人（MS法
人）を設立する動きが
あり、診療報酬の請求業
務、病院で使う備品類
の管理・販売、医療法
理事事はMS法人の役員
の改正によりMS
療法人との取引内容につ

に、所得の分散による
法人税の節税や財産の
分散による相続税の節
税目的に、メディカル
サービス法人（MS法
人）を設立する動きが
あり、診療報酬の請求業
務、病院で使う備品類
の管理・販売、医療法
理事事はMS法人の役員
の改正によりMS
療法人との取引内容につ

に、所得の分散による
法人税の節税や財産の
分散による相続税の節
税目的に、メディカル
サービス法人（MS法
人）を設立する動きが
あり、診療報酬の請求業
務、病院で使う備品類
の管理・販売、医療法
理事事はMS法人の役員
の改正によりMS
療法人との取引内容につ

に、所得の分散による
法人税の節税や財産の
分散による相続税の節
税目的に、メディカル
サービス法人（MS法
人）を設立する動きが
あり、診療報酬の請求業
務、病院で使う備品類
の管理・販売、医療法
理事事はMS法人の役員
の改正によりMS
療法人との取引内容につ

に、所得の分散による
法人税の節税や財産の
分散による相続税の節
税目的に、メディカル
サービス法人（MS法
人）を設立する動きが
あり、診療報酬の請求業
務、病院で使う備品類
の管理・販売、医療法
理事事はMS法人の役員
の改正によりMS
療法人との取引内容につ

に、所得の分散による
法人税の節税や財産の
分散による相続税の節
税目的に、メディカル
サービス法人（MS法
人）を設立する動きが
あり、診療報酬の請求業
務、病院で使う備品類
の管理・販売、医療法
理事事はMS法人の役員
の改正によりMS
療法人との取引内容につ

に、所得の分散による
法人税の節税や財産の
分散による相続税の節
税目的に、メディカル
サービス法人（MS法
人）を設立する動きが
あり、診療報酬の請求業
務、病院で使う備品類
の管理・販売、医療法
理事事はMS法人の役員
の改正によりMS
療法人との取引内容につ

に、所得の分散による
法人税の節税や財産の
分散による相続税の節
税目的に、メディカル
サービス法人（MS法
人）を設立する動きが
あり、診療報酬の請求業
務、病院で使う備品類
の管理・販売、医療法
理事事はMS法人の役員
の改正によりMS
療法人との取引内容につ

主な対策や準備一覧

弔慰金準備・福利厚生

社員のモチベーションのためだけでなく、企業防衛の観点から考えてみましょう。成長期の企業様、ぜひご相談ください。

資産づくり

保険代理店・ファイナンシャルプランナー有資格者に、ぜひご相談いただきたい分野です。お金にお金の仕事をさせる、それが可能です。

退職金準備

退職金のメリットをご存知の方は多いと思います。ですが、そのメリットを最大限生かしているのでしょうか？

相続対策・事業承継対策

相続が発生した場合、大きなトラブルの元になることも少なくありません。そのようなトラブルを回避するための相続・事業承継時の対策、遺産分割調整には、生命保険が大きな力を発揮します。

相続税の負担が 医療継続の支障に

このため新設の医療法人には「持ち分あり医療法人」は認められなくなっている。そのうち持ち分ありの医療法人（経過措置の医療法人）は全体の約74%を占めている。これらの医療法人は相続、事業承継問題と合わせて今後の方向性を決めなければならない。国は持ち分あり医療法人の救済策として「認定医療法人制度」の用意もしている。

全国の医療法人の総数は5万4000件（18年3月末時点）。そのうち持ち分ありの医療法人（経過措置の医療法人）は全体の約74%を占めている。これらの医療法人は相続、事業承継問題と合わせて今後の方向性を決めなければならない。国は持ち分あり医療法人の救済策として「認定医療法人制度」の用意もしている。

300万円から
4000万円の控除

いかなる疑義が指摘されるなどの処理が施されることになっている。また、出資者の死亡に伴う相続税の負担が医療継続に対する支障となっている例も多い。

医療法人で問題になっているのが、「持ち分」という出資額に応じて払い戻しや残余財産の分配を受ける権利だ。従来のいわゆる「持ち分あり医療法人」では法人の財産を出資者に対して持ち分割合に依じた分配が可能で、出資額に応じた払い戻しが認められている。その際、設立時の資産が何十倍にも増える場合や、相続税など



岸田 勝彦 社長

医療法人で問題になっているのが、「持ち分」という出資額に応じて払い戻しや残余財産の分配を受ける権利だ。従来のいわゆる「持ち分あり医療法人」では法人の財産を出資者に対して持ち分割合に依じた分配が可能で、出資額に応じた払い戻しが認められている。その際、設立時の資産が何十倍にも増える場合や、相続税など

医療法人で問題になっているのが、「持ち分」という出資額に応じて払い戻しや残余財産の分配を受ける権利だ。従来のいわゆる「持ち分あり医療法人」では法人の財産を出資者に対して持ち分割合に依じた分配が可能で、出資額に応じた払い戻しが認められている。その際、設立時の資産が何十倍にも増える場合や、相続税など

医療法人で問題になっているのが、「持ち分」という出資額に応じて払い戻しや残余財産の分配を受ける権利だ。従来のいわゆる「持ち分あり医療法人」では法人の財産を出資者に対して持ち分割合に依じた分配が可能で、出資額に応じた払い戻しが認められている。その際、設立時の資産が何十倍にも増える場合や、相続税など

医療法人で問題になっているのが、「持ち分」という出資額に応じて払い戻しや残余財産の分配を受ける権利だ。従来のいわゆる「持ち分あり医療法人」では法人の財産を出資者に対して持ち分割合に依じた分配が可能で、出資額に応じた払い戻しが認められている。その際、設立時の資産が何十倍にも増える場合や、相続税など

医療法人で問題になっているのが、「持ち分」という出資額に応じて払い戻しや残余財産の分配を受ける権利だ。従来のいわゆる「持ち分あり医療法人」では法人の財産を出資者に対して持ち分割合に依じた分配が可能で、出資額に応じた払い戻しが認められている。その際、設立時の資産が何十倍にも増える場合や、相続税など

医療法人で問題になっているのが、「持ち分」という出資額に応じて払い戻しや残余財産の分配を受ける権利だ。従来のいわゆる「持ち分あり医療法人」では法人の財産を出資者に対して持ち分割合に依じた分配が可能で、出資額に応じた払い戻しが認められている。その際、設立時の資産が何十倍にも増える場合や、相続税など



の節約にもつながっていることが、受注の増

また、医療法人の理

社ほどにはいざという

土地・建物を賃貸した

リース販売などを行

合は行政から指導監督

課せられるようになっ

保に抵触するのではな

その認定要件も視野に

人保険のプロであるA

育成と発展に貢献した

いとしている。

も企業訪問できる体制

無料。将来的には1社

から4000万円の控